

私たち こんな活動しています!

研修センター

副委員長 古谷 誠 (57期)
Furuya Makoto



当会では多数の研修を実施していますが、研修センターは、倫理研修、毎月の基礎一般研修、新人向け研修を企画・運営しており、この3つが活動の柱です。

倫理研修というと、堅苦しい、自分にはあまり関係ない、そういう先入観をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。かくいう私もそうでした。しかし、弁護士として何年か仕事をしていれば、利益相反や相手方との関係などで弁護士倫理上の検討を要する場面に遭遇することは誰しもあります。研修センターでは、参加しやすく、かつ参加して意義があったと感じてもらえるよう、倫理、綱紀、刑事弁護、弁業センターなど関係委員会のご協力も得つつ、内容や方法に工夫を凝らしています。例えば、情報セキュリティや広告、最近の懲戒事例といった個別かつ身近なテーマについて最新の内容を解説したり、インハウス弁護士向けて特化した二弁独自の事例を用意したりしています。また、5年毎倫理研修は、動画視聴方式となっており、都合の良い時間に、分割して受講することも可能です。こうした取組みは、参加者からも非常に好意的に受け止められています。

基礎一般研修は、基礎一般と言いつつ、新法制定や法改正も少なくない中、先端的なことやニッチと思われるテーマも取り扱っていますが（笑）、いずれも、何をテーマにすれば多くの会員に有益であるかを考え、全体会で意見を出し合って決めています。2024年度は、昨今非常に件数の多いインターネット上の削除請求の実務や、施行を控えていたフリーランス新法について、その分野に詳しい講師に解説していただきました。また、上場企業の社外役員の経験が豊富な弁護士に、経験を踏まえて社外役員の仕事と心得を解説してもら

う研修も実施しました。いずれも、その講師だからこそ聞ける話も多く、参加者の満足度の高い研修となりました。

新人向け研修にも二弁としての工夫を凝らしています。新人をクラスに分け、主担当・副担当の弁護士をアサインして行うクラス別研修は、縦横のつながりを作ってもらうことも狙っています。二弁の会員サイトからは、各委員会の紹介動画を見る事ができますが、この動画も、実は、研修センターが新人向け研修の一環で、会務活動を知ってもらうために企画した委員会紹介パネルディスカッションから派生したものです。

最後に、委員会の様子について。あいにく（?）、さほど所帯が大きくなることもあってか、研修テーマや方法などについて、フランクかつ活発に議論しています。一人が出したアイデアを実現するために、他の委員が後押しする雰囲気があるのも大きな特徴です。YouTube動画研修も、Eラーニングがないのはおかしいのではという委員の声から始まって形になったものです。自分が聞いてみたいと考えているテーマで研修を企画し、その分野に詳しい講師に、二弁の名前で研修を依頼することも可能です。年次にかかわらず参加しやすい委員会ですので、ご興味をお持ちいただけましたら、ぜひ一度研修センターの全体会にお越しいただければ幸いです。

過去記事はこちらから▶



法教育の普及・推進に関する委員会

副委員長 山田 明信（66期）Yamada Akinobu
副委員長 大西 龍（73期）Onishi Ryu

1 法教育とは

法教育とは、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけるための教育です。自ら主体的に考え、公正に判断し、行動する力を身につけることで、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会を実現する担い手の育成を目指すものです。

法教育の普及・推進に関する委員会(以下「当委員会」といいます。)は、このような法教育の普及・推進を目的として設置された委員会です。現在、合計140名の委員・幹事が在籍しており、教育現場に出向いて法教育の授業(出張授業)を実施したり、ジュニアロースクールを実施したりする等の活動を行っています。

2 出張授業

お申込みをいただいた教育現場に出向いて授業を行っています。2024年度は、延べ49校の学校で出張授業を行いました。

授業内容は、成年年齢引き下げや少年犯罪の実名報道といった実際の社会課題をテーマとして、当該社会課題に対応する現行法の問題点等を検討した上で、自分たちがより良いと考えるルールを議論・検討するもの(模擬立法)、具体的な事例を通じてインターネット・SNSで情報を受信・発信する場合の責任や注意点を考えるもの(メディアリテラシー)など、多岐にわたります。

3 ジュニアロースクール

毎年、夏休みなどの長期休暇中に、弁護士会館でジュニアロースクールを開催しています。毎回募集員を大幅に上回る応募がある大変人気を博しているイベントです。

2024年度は、小学生を対象としたジュニアロースクールでは、ある生徒が教室の植木鉢を割った犯人ではないかと疑われたという学校での場面を想定し、事実認定の考え方を学びました。

中学生を対象にしたジュニアロースクールでは、対

▼ジュニアロースクールの様子



象を中学生・高校生に拡大し、刑事模擬裁判を実施しました。前半では、事実認定教材を視聴し、事実認定のポイントを学びます。後半では、後継者の指名を目前に控えた財閥の総帥が神社の石段から転落して死亡したという架空の事案を用いて、グループごとに被告人が有罪か無罪かを議論しました。

高校生を対象としたジュニアロースクールでは、「クマ」の社会問題をテーマにクマの駆除を重視するのか、それともクマとの共存を重視するのかの視点からルール作りを検討しました。

今回ご紹介した教材も含めて、出張授業やジュニアロースクールで使用する教材は、当委員会の委員・幹事が作成しています。

4 若手委員のコメント

児童、生徒の皆さんからは様々な意見が出てきます。それを掘り下げることで活発な議論が生まれ、学びが一層深まるのを実感します。こうした対話を通じて、法教育の奥深さや意義を改めて感じるとともに、私自身も新たな発見があり、非常に有意義な活動だと実感しています。

5 終わりに

学習指導要領の中でも法教育は重要視されており、教育現場での法教育のニーズは益々高まっています。

今年の8月にもジュニアロースクールの開催を予定しており、ご紹介したものとは異なる新しいユニークな教材を準備しています。皆さんも、出張授業やジュニアロースクールで、私たちと一緒に法教育してみませんか?



◀▼事実認定教材「プリンを食べたのは誰?」



(客観的事実を整理してみる)

- ・プリンは冷蔵庫の一番上5段目ビールの奥にあった
- ・ひかるの身長は100cm
- ・冷蔵庫の一番上の段は床から170cmの高さ
- ・ひかるの身長では冷蔵庫の一番上の段は見えないし、手が届かない

(客観的事実を評価してみる)

ひかるの身長では、冷蔵庫にあったプリンを見つけて食べることは困難



過去記事はこちらから▶

